

認定看護師・専門看護師教育における研修が算定要件に該当する介護報酬項目一覧

令和6年度介護報酬改定において、新たに追加となった項目は網掛けで記載しています。

- 認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)
- 専門管理加算
- 重度者ケア体制加算

介護報酬項目	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師	参考資料(厚生労働省発出)				
		◆認定看護師・専門看護師教育の研修が算定要件に該当する旨を示す資料 □介護報酬単位に関する資料 ■基準等に関する資料				
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】	● 認知症看護	○ 老人看護	○ 精神看護	□指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号) ◆令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)問17		
	○ 老人看護					
	○ 精神看護					
【通所介護、地域密着型通所介護】	● 認知症看護	○ 老人看護	○ 精神看護	◆令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)問17		
	○ 老人看護					
	○ 精神看護					
【(看護)小規模多機能型居宅介護】	● 認知症看護	○ 老人看護	○ 精神看護	□指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号) ■指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について ◆令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)問17		
	○ 老人看護					
	○ 精神看護					
【(介護予防)訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護】	● 皮膚・排泄ケア	○ 緩和ケア※	● 乳がん看護	● がん放射線療法看護	● がん薬物療法看護※	□指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 3訪問看護費 注14 ■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 第2居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項 4訪問看護費 (20)専門管理加算について ■指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号) 第2 指定介護予防サービス単位数に関する事項 3介護予防訪問看護費 (19)専門管理加算について ◆令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)問38 ※平成30年度の認定看護師制度改正前の教育内容による研修を含む。例えば「緩和ケア」は、従前の「緩和ケア」「がん性疼痛看護」も該当し、「がん薬物療法看護」は従前の「がん化学療法看護」も当該研修に該当する。
	● 緩和ケア※					
	● 乳がん看護					
	● がん放射線療法看護					
	● がん薬物療法看護※					
● 皮膚・排泄ケア	● 皮膚・排泄ケア	● 皮膚・排泄ケア	● 皮膚・排泄ケア	● 皮膚・排泄ケア	● 皮膚・排泄ケア	
【療養通所介護】	● すべての認定看護分野	○ すべての専門看護分野				■指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号) 第2指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 3の2 地域密着型通所介護費 (26)療養通所介護について ⑧ 重度者ケア体制加算について ◆令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)問52
	○ すべての専門看護分野					